

第1章

環境共生

～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

第1章 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～	1	環境保全の総合的な推進	1	環境保全の体制の充実	(1)	多様な主体とのネットワークの強化
					(2)	環境マネジメントシステムの推進
			2	地球環境の保全	(1)	地球温暖化対策の推進
					(2)	エネルギー対策の推進
					(3)	生態系の保全
			3	環境に対する意識の向上	(1)	地域での環境学習の推進
					(2)	学校での環境学習の推進
	2	緑地保全の推進	4	緑地の保全と活用	(1)	緑地の指定や公有地化の推進
					(2)	緑地の活用と保全活動の推進
	3	快適な生活環境の確保	5	環境保全対策の推進	(1)	環境汚染などの未然防止
					(2)	環境調査事業の推進
			6	環境の美化と生活環境の保全	(1)	環境の美化に対する意識啓発と活動の促進
					(2)	良好な生活環境の維持
					(3)	不法投棄防止対策の推進
	4	循環型社会の形成	7	ごみの減量化とリサイクルの推進	(1)	4Rの普及啓発・教育の充実
					(2)	ごみの発生抑制の推進
					(3)	廃棄物のリサイクルの推進
			8	廃棄物の適正な処理	(1)	廃棄物収集体制の効率的な運用
					(2)	廃棄物処理施設の適正な管理と更新
					(3)	廃棄物処理施設の跡地の適切な管理と有効活用

Ⅱ. 後期基本計画

施策1

環境保全の体制の充実

施策の目指す姿

市民、団体、事業者及び市が、それぞれの役割を認め合いながら協働し、環境保全に取り組むことにより、環境に配慮した市民生活や事業活動などが営まれ、環境共生都市^{※1}が実現しています。

施策の現状

本市では、狭山市環境基本計画^{※2}を推進するため、市民、団体、事業者及び市が協働して環境保全に向けた取り組みを積極的に行っています。また、毎年度、各種活動状況や調査結果をまとめた環境レポートを作成し、公式ホームページなどで公表しています。

事業者は、ISO14001^{※3}やエコアクション21^{※4}などの環境マネジメントシステムを運用しています。また、団体は、それぞれ活動するとともに、複数の団体が連携した取り組みを行っています。

市の事務事業については、市独自の狭山市環境マネジメントシステムに基づき、環境負荷の低減を図っています。

施策の課題

- 持続可能な環境共生都市の実現に向け、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。また、狭山市環境マネジメントシステムについても、継続的な改善と効果的な運用が必要です。

※1 環境共生都市とは

(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

※2 狭山市環境基本計画とは

狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点をおいた考え方と望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

※3 ISO14001とは

国際標準化機構が作成した環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。

※4 エコアクション21とは

事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うための仕組みについて、環境省が策定したガイドラインのこと。

主なとりくみ

(1) 多様な主体とのネットワークの強化

- 市民、団体、事業者など、各主体による環境保全活動の取り組みを支援するとともに、多様な主体をつなぐ交流の機会を提供するなどネットワークの強化を図ります。

(2) 環境マネジメントシステムの推進

- 狭山市環境マネジメントシステムの推進項目の検証や進行管理を徹底するとともに、事業者によるISO14001やエコアクション21の運用を通じて環境保全の推進体制の充実を図ります。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
環境保全活動に係る協働事業の実施件数	25件	25件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 環境保全のための取り組みに対する理解を深め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 団体をはじめとする多様な主体や地域との連携を更に深め、協働による取り組みを広げましょう。
- 事業者は、全ての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などに取り組みましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策2

地球環境の保全

施策の目指す姿

市民、団体、事業者及び市が協働して、地球温暖化対策や生態系^{※1}の保全に取り組むことにより、地球環境が保全され、持続可能な社会が実現しています。

施策の現状

本市では、地球温暖化対策として、狭山市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス^{※2}排出量の削減目標を掲げ、目標の達成に向けた取り組みを推進しています。令和3年2月には、埼玉県西部地域まちづくり協議会^{※3}の構成市で「ゼロカーボンシティ^{※4}」共同宣言をしました。

エネルギー対策については、住宅用省エネルギーシステムの設置費用を補助し、再生可能エネルギー^{※5}の活用などを促進しています。さらに、市民、団体と協働して市民共同発電所^{※6}を設置し、市民の身近な場所で太陽光発電設備の普及を図っています。

また、生態系を保全するため、特定外来生物の駆除などを実施しています。

施策の課題

- 地球温暖化に伴う気候変動を抑制し、地球環境を保全するため、狭山市地球温暖化対策実行計画を見直すとともに、エネルギーの地産地消を進めることが必要です。また、多様な動植物が共生する環境を守り、生態系を保全することが必要です。

※1 生態系とは

ある地域に生息する生物群集(植物、動物、微生物)とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を合わせた、ひとつの統合した系(システム)のこと。

※2 温室効果ガスとは

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素などの気体のこと。

※3 埼玉県西部地域まちづくり協議会とは

県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり計画(ダイアプラン)を策定している。

※4 ゼロカーボンシティとは

2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長又は地方自治体として表明した地方自治体のこと。

※5 再生可能エネルギーとは

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱やその他の自然界に存する熱・バイオマスなど、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。

※6 市民共同発電所とは

市民から募った寄附や出資、行政の補助金等をもとに、NPO法人や民間会社が設置した太陽光パネルなどの装置のこと。

主なとりくみ

(1) 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの削減目標量を具体的に設定し、目標の達成に向け、市民、団体、事業者及び市が協働して、排出量の削減に取り組みます。
- 健康、防災、農業、生態系など各分野の関連部署や近隣市と連携して、自然的、経済的及び社会的状況に応じた気候変動への適応策を推進します。

(2) エネルギー対策の推進

- 省エネルギー機器や創エネルギー機器の導入を促進するとともに、公共施設においても、これらの機器の導入に取り組み、エネルギーの地産地消を推進します。
- クリーンエネルギー推進補助制度を活用し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及を促進し、脱炭素社会に向けてFCV^{※7}などの新たなエネルギーの情報発信をします。
- 省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用についての情報を収集し、市民、団体、事業者などへ周知します。

(3) 生態系の保全

- 緑地や河川における動植物の生息・生育状況に関する情報を収集し、良好な生態系の保全に努めます。
- 生態系に影響を及ぼす外来生物などへの注意喚起や情報発信を充実するとともに、防除対策を推進します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
狭山市全体の温室効果ガス排出量 (それぞれの年度に埼玉県から公表された数値)	931.9 (千t-CO ₂)	846.5 (千t-CO ₂)

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 温室効果ガスの排出量が少ないライフスタイルへ転換しましょう。
- 日々の暮らしのなかで、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用に取り組みましょう。
- 動植物の遺棄をやめるとともに、外来生物などの情報提供や駆除に協力しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール15 陸の豊かさも守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



※7 FCVとは

水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を搭載し、電気を動力源としてモーターで走行する自動車のこと。

Ⅱ. 後期基本計画

施策3

環境に対する意識の向上

施策の目指す姿

子どもから高齢者まで生涯にわたって環境について学ぶことにより、市民一人一人が環境への理解を深め、日々の暮らしのなかで環境負荷の低減に努め、自ら積極的に環境に配慮して行動しています。

施策の現状

市民生活や事業活動において、市民一人一人が常に環境に配慮して行動するためには、子どもから高齢者まで、幅広い年代にわたる環境学習が重要であり、本市では、公民館などにおいて環境講座を開催し、環境に対する意識の向上に取り組んでいます。また、小中学校での社会科や理科、総合的な学習の時間を中心に、教育活動の様々な機会を捉え、環境学習を進めています。

施策の課題

- 市民一人一人が環境に配慮して行動できるよう、地域や学校における啓発活動が必要です。
- 環境学習を担う人材の育成を図る必要があります。

主なとりくみ

(1) 地域での環境学習の推進

- 公民館などにおいて、地域の自然や特性を活かした体験型活動などの環境学習の機会を確保し、市民の自主的な環境学習を促進します。
- 環境に係る講演会やイベント、出前講座などを開催し、市民の環境意識の向上を図ります。

(2) 学校での環境学習の推進

- 学校での環境学習において、埼玉県取り組みであるエコライフDAY^{※1}や小中学校に設置している太陽光発電装置などを活用し、自然環境の保全や限りある資源の大切さを学ぶことを通じて、子どもたちの日常生活における環境に対する意識の向上に取り組めます。

※1 エコライフDAYとは

埼玉県が行っている活動の一つで、家庭からの二酸化炭素排出量を削減するため、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を1日実践し、地球温暖化防止のためのライフスタイルの定着に向けたきっかけづくりをチェックシートを使って行う取り組みのこと。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
環境講座への参加者数	1,260人	1,300人
エコライフDAYの取り組みの参加者数	32,942人	36,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 地域ぐるみで環境学習を進め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 環境について学校で学んだことを日常生活で実践しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール15 陸の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策4 緑地の保全と活用

施策の目指す姿

地域制緑地^{*1}の指定や公有地化により、広域的に緑地が保全され、市民の憩いの場として活用されています。

施策の現状

近年、開発や相続などの影響により緑地面積は徐々に減少していますが、景観の形成や憩いの場の提供及び二酸化炭素の吸収などの観点から、緑地の適正な保全と活用の重要度は増しており、令和元年度からは森林環境譲与税^{*2}の譲与が始まり、適切な緑地の整備が求められています。

本市では、市内に残された緑地のうち、約133haを貴重な緑地として地域制緑地に指定するとともに、このうち、まとまった緑地を形成し、保全する必要性が高い稲荷山特別緑地保全地区^{*3}・ふるさとの緑の景観地^{*4}・入間川左岸斜面緑地・狭山市ふれあい緑地^{*5}の一部など約22haを公有地化しています。特に、堀兼・上赤坂公園周辺は緑のトラスト保全第9号地^{*6}として約7haを公有地化し、団体の協力のもと、維持管理に取り組んでいます。

また、市街地やその周辺に残された平地林は、借地などにより約2haを狭山市ふれあい緑地に指定し、市民や団体などとの協働による管理のもと、憩いの場として提供しています。

※1 地域制緑地とは

特別緑地保全地区、緑地保全地区など、法令などにに基づき保全するために指定した緑地のこと。

※2 森林環境譲与税とは

パリ協定の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害等の防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税のこと。

※3 特別緑地保全地区とは

都市緑地法に基づき、都市計画区域内のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区のこと。

※4 ふるさとの緑の景観地とは

武蔵野の面影を残す雑木林など、県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づいて指定されている樹林地のこと。

※5 狭山市ふれあい緑地とは

市街地に残された貴重な緑地を保全するため、所有者から借り上げ、市民の憩いの場として開放している緑地のこと。

※6 緑のトラスト保全第9号地とは

県が県民から寄附や寄贈、遺贈された埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の財産として保存していこうとする運動をさいたま緑のトラスト運動といい、その第9号地として選ばれた樹林地のこと。

施策の課題

- まとまった緑地の適正な保全や、身近な緑地の管理が必要です。

主なとりくみ

(1) 緑地の指定や公有地化の推進

- 市街地に残された緑地のうち、まとまった規模で景観を形成している平地林については、緑地の指定などにより保全を図ります。
- 緑のトラスト保全第9号地周辺を含む、ふるさとの緑の景観地内などの恒久的な保全が必要な緑地については、公有地化を進めます。

(2) 緑地の活用と保全活動の推進

- 市街地やその周辺に残された緑地を狭山市ふれあい緑地として借り上げることなどにより、保全を図るとともに、憩いの場を提供します。
- 市民や団体などと協働し、地域における緑地保全活動を更に強化するとともに、環境の保全に取り組む団体を支援します。
- 森林環境譲与税を活用して森林の保全、整備に係る計画を策定し、適切な緑地の整備を行います。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
緑地の維持	—	緑地の減少を 最小限に留める

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 緑地の指定や公有地化への理解を深め、協力しましょう。
- 憩いの場として緑地を活用しましょう。
- 身近なみどりの保全のために地域の緑地保全活動に積極的に参加しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール13 気候変動に具体的な対策を
- ゴール15 陸の豊かさも守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策5

環境保全対策の推進

施策の目指す姿

工場や事業所において水質汚濁や大気汚染などに関する法令が遵守されるとともに、国、県、市において環境への負荷を減らす対策や公害への対策が適切に実施されることにより、環境汚染が未然に防止されています。

施策の現状

工場や事業所に対する各種法令の規制強化とともに、事業者の積極的な取り組みにより、近年、本市では、河川の水質汚濁や大気汚染による大きな被害は発生していません。

入間川、不老川の水質汚濁^{※1}及び大気中のダイオキシン類^{※2}については、環境基準を満たしています。

また、航空自衛隊入間基地の航空機による騒音のほか、近隣間での生活騒音や臭気に関する相談が寄せられています。

施策の課題

- 環境汚染などを未然に防止し、生活環境を保全するためには、継続的な調査に基づき実態を把握し、工場や事業所に対して規制基準の遵守徹底を指導するとともに、一般家庭等に対して生活排水処理の適正化を指導することが必要です。

※1 BODとは

生物化学的酸素要求量のこと。

※2 ダイオキシン類とは

非常に毒性の強い有機塩素化合物(炭素、水素、酸素、塩素からできている化合物)のこと。

主なとりくみ

(1) 環境汚染などの未然防止

- 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法などの環境関連法令に基づき、工場や事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守徹底を指導することにより、環境汚染を未然に防止します。また、生活排水対策については、関係機関と連携して計画的に推進します。

(2) 環境調査事業の推進

- 道路交通騒音、航空機騒音の実態を把握し、軽減対策につなげるため、騒音測定を継続的に行い、状況に応じて関係機関へ改善を要請します。また、生活騒音などの相談に対しては、適切かつ細やかな対応を図ります。
- ダイオキシンの発生を抑制するため、野焼き防止パトロールを実施するとともに、大気調査を継続的に行い、経年変化などの実態を把握します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
特定事業場・工場排水の規制基準の達成率	87.8%	100%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 環境関連法令を守り、環境に配慮して行動しましょう。
- 近隣に対する生活騒音などに配慮しましょう。
- 野焼きをやめましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール3 すべての人に健康と福祉を
- ゴール6 安全な水とトイレを世界中に
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策6

環境の美化と 生活環境の保全

施策の目指す姿

環境への意識が高まり、市民一人一人が率先して環境の美化に取り組むとともに、個人のモラルが向上することにより、ポイ捨てや不法投棄がなくなっています。

また、空き地などが適切に維持管理されることにより、周辺住民の生活環境が良好に保たれ、安全で安心して暮らせる環境が実現しています。

施策の現状

本市では、アダプトプログラム※¹に基づいて道路や水辺などの環境美化活動に取り組む団体、事業者を支援しています。このような環境美化活動には小中学校も参加し、環境美化意識の啓発に役立っています。

また、歩きたばこやポイ捨て等については、防止キャンペーン等の啓発活動を実施しています。

不法投棄監視パトロールや団体、事業者による環境美化活動などの取り組みにより、不法投棄物の撤去重量は減少傾向にありますが、一方で、粗大ごみや処理困難物の撤去重量はここ数年、横ばいで推移しています。

施策の課題

- ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた意識啓発と美化活動を継続して行うことが必要です。

※1 アダプトプログラムとは

市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のこと。

主なとりくみ

(1) 環境の美化に対する意識啓発と活動の促進

- 環境の美化に対する市民意識の高揚やモラルの向上を図るため、歩きタバコの防止など、各種キャンペーンを実施します。
- アダプトプログラムの参加団体を拡充するとともに、団体、事業者などが主体となる環境美化活動を支援します。
- 水辺環境の美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、不老川フリーン作戦などの水辺環境の美化活動を支援します。

(2) 良好な生活環境の維持

- 周辺住民の生活環境に著しい悪影響を及ぼしている空き地などについて、所有者や管理者に対して適切な管理を促すなど必要な対策を行います。
- 公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に関する地域の取り組みを支援します。

(3) 不法投棄防止対策の推進

- 不法投棄を防止し、ごみのないきれいなまちを実現するため、監視パトロールを行うとともに、ごみを早期撤去します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
アダプトプログラムの参加団体数	42団体	43団体

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ごみのポイ捨てや不法投棄を許さない環境づくりを積極的に進めましょう。
- 不法投棄の防止に対する取り組みに関心を持ち、発見した際は関係機関へ通報しましょう。
- 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- 空き地などの所有者は、定期的に除草を行うなど、適切に管理しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール6 安全な水とトイレを世界中に
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



Ⅱ. 後期基本計画

施策7

ごみの減量化と リサイクルの推進

施策の目指す姿

4R（Refuse（ごみになるものを断る）、Reduce（ごみを減量する）、Reuse（不用になったものを再利用する）、Recycle（ごみの分別により再資源化する））の意識が定着し、市民、団体、事業者及び市が、それぞれの役割を認め合いながら協働して、ごみの発生を抑制し、分別を徹底することにより、効率的で効果的なリサイクルが行われ、循環型社会が形成されています。

施策の現状

4Rの普及啓発により、もやすごみともやさないごみの排出量は減少傾向にあり、市民一人あたりの排出量も減少しています。

リサイクルの推進により、再生利用率は約32%となり、全国的にみても上位となっていますが、近年は生ごみ、剪定枝などの有機資源や、びん、缶、古紙、古布などの資源ごみの排出量も減少傾向にあることから、再生利用率は横ばいで推移しています。

廃棄物減量等推進員との協働による啓発活動やリサイクルプラザを拠点とした情報発信により、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。

国際的な課題となっている食品ロスについては3010（さんまるいちまる）運動^{*1}などに取り組み、また、海洋プラスチックごみについては使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの象徴であるレジ袋削減に向けた「毎日がノーレジ袋デー」の啓発など発生抑制と分別排出の徹底に取り組んでいます。

事業者等に対して、ごみの減量化や適正な分別に関する指導を行うことにより、事業系ごみの排出量は減少しています。

施策の課題

- 循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制を最優先するとともに、分別を徹底し、リサイクルを推進することが必要です。

主なとりくみ

(1) 4Rの普及啓発・教育の充実

- ごみの減量化やリサイクルを推進するため、あらゆる機会をとらえて、4Rの啓発活動を実施します。
- 市民、団体、事業者などによるごみの減量化やリサイクルの取り組みを支援するため、ごみに関する情報をいつでも提供できるようにします。
- ごみ処理施設において、市内の全小学校の社会科見学を受け入れるとともに、公民館等において

- 出前講座を実施します。
- (2) ごみの発生抑制の推進
- 国際的な課題となっている海洋プラスチック汚染の対策として、「毎日がノーレジ袋デー」の周知など、使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用を抑制し、分別を徹底します。
 - 生ごみリサイクル事業の推進や生ごみの家庭内処理に対する支援を通じて、ごみの発生を抑制します。
 - 食品ロスの削減に向け、3010（さんまるいちまる）運動や食べきり運動などの啓発、フードバンク活動への支援を進めます。
 - 事業系ごみの更なる減量化を図るため、搬入検査など、ごみの排出状況を把握し、状況に応じた指導を行います。
 - ごみ収集の有料化など、ごみの発生抑制に関する新たな取り組みの検討を進めます。
- (3) 廃棄物のリサイクルの推進
- リサイクル情報の発信拠点であるリサイクルプラザの運営を充実します。また、びん・缶、古紙・古布、ペットボトル、プラスチックなどの分別を周知徹底し、適正な処理を推進します。
 - 生ごみや剪定枝などの有機資源のリサイクルをより一層推進します。
 - 羽毛布団や陶磁器など、新たなリサイクル品目について調査研究します。
 - 稲荷山環境センターから発生する焼却灰を資源化し、有効活用します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
市民一人あたりのもやすごみ排出量	406g／人・日	380g／人・日
廃棄物の再生利用率 (廃棄物の資源化量÷廃棄物の総排出量)	32.2%	33.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- ごみに関心を持ち、ごみに関する情報を活用しましょう。
- 食品ロスを削減しましょう。
- 使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用を抑制しましょう。
- リユース品やリサイクル製品を積極的に使用しましょう。
- もやすごみに含まれている雑紙を分別排出するなど、ごみの分別を更に徹底し、リサイクルを推進しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール4 質の高い教育をみんなに
- ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール14 海の豊かさを守ろう
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう



※1 3010（さんまるいちまる）運動とは

飲食店等での会食や宴会時に、はじめの30分と終わりの10分は食事することを推奨し、食べ残し（食品ロス）を減らす運動のこと。

Ⅱ. 後期基本計画

施策8

廃棄物の適正な処理

施策の目指す姿

収集から中間処理を経て最終処分に至るまで、廃棄物を安全に効率よく適正に処理することにより、衛生的な生活環境が保たれています。また、廃棄物処理施設の跡地が安全に管理されるとともに、適切に整備され、地域住民の交流の場として活用されています。

施策の現状

平成30年に収集日程を見直したことにより、複数のごみの収集日が重なることがなくなり、収集効率が向上しました。

廃棄物処理施設を安定して稼働するため、日常点検及び定期的な保守点検の実施を徹底しています。

稲荷山環境センターについては、計画的な修繕及び基幹的設備の更新を行い、長寿命化を図るとともに、焼却にともなって発生する熱を利用した発電を行っています。

廃棄物の埋め立てが終了した市内の最終処分場については、現在は、施設の管理と浸透した雨水の浄化処理を行っています。

浄化センターについては、地域住民との合意に基づき、旧施設の跡地の適切な整備を実施しています。

平成31年3月に狹山市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に向けて、災害時に備えた事前対策を進めています。

施策の課題

- 廃棄物を適正に処理するため、収集体制の効率化、処理施設の老朽化対策と安定稼働、跡地の有効活用を推進することが必要です。

主なとりくみ

(1) 廃棄物収集体制の効率的な運用

- ごみの収集回数や収集日などを見直し、より効率的な収集体制の確立に取り組みます。
- ごみの戸別収集については、排出者の負担を軽減するとともに、排出者の責任を明確化することにより、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、調査研究を進めます。

(2) 廃棄物処理施設の適正な管理と更新

- 安全で安定した廃棄物処理を実現するため、廃棄物処理施設を適切に管理するとともに、計画的に改修等を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 廃棄物処理施設の更新に向けて、近隣市町の状況を調査し、施設規模、更新時期、更新費用などについて検討します。
- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑な災害廃棄物の処理に取り組みます。

(3) 廃棄物処理施設の跡地の適切な管理と有効活用

- 廃棄物処理施設の跡地について、安全性に配慮して適切に管理するとともに、有効活用に向けて、計画的に整備を進めます。
- 浄化センター敷地内にある旧施設については、計画的に撤去します。

施策の成果目標

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量	1,693t	1,676t

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

- 廃棄物処理施設の安定的な稼働のため、ごみの分別を徹底しましょう。
- ごみ出しを自力で行うことが難しい人を地域で支援しましょう。

関連するSDGsのゴール

- ゴール7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

